

産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要綱の制定について

19生産第10004号
平成20年4月1日
農林水産事務次官依命通知

この度、産地生産拡大プロジェクト支援事業の実施に係る産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導をお願いする。

以上、命により通知する。

産地生産拡大プロジェクト支援事業実施要綱

第1 趣旨

食料供給のグローバル化が進展する中、国の基本的責務として、我が国の食料の安定供給を確保していくためには、農業生産面から、生産現場における主体性と創意工夫を十分に発揮した産地づくりを促進することなどにより、国内の農業生産の増大を図り、食料自給率を向上させていくことが必要である。

このため、これまで、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議改定）に即して、食料自給率向上に向けた施策を展開してきたところであるが、依然として食料自給率が低下傾向にあることから、今後はさらにこれらの取組を強化していくことが重要となっている。

これらの課題に対処するため、産地生産拡大プロジェクト支援事業（以下「本事業」という。）において、市町村内の農業関係者が一丸となり、主体性と創意工夫を発揮して行う生産拡大に向けた産地改革を促進することにより、国内農業生産の増大を先導し、食料自給率向上の中核となる産地を確立するものとする。

第2 事業の内容

本事業は、市町村内の農業産出額の増加による産地競争力の強化に向けた取組を、市町村内で一体的に実施するものとする。

1 推進事業

市町村内の農業関係機関が連携して実施する推進活動

2 整備事業

市町村内の農業関係機関における複数の施設、機械等の整備

具体的な事業内容、事業実施主体、採択要件、交付率及び補助率は、別表1及び別表2に掲げるとおりとする。

第3 事業実施期間

1 推進事業は、3年間とする。

2 整備事業は、1年間とし、推進事業の初年度に実施するものとする。

第4 事業の成果目標

本事業の成果目標は、推進事業最終年における市町村の農業産出額の増加額とする。

第5 事業の実施の手続

1 本事業を実施しようとする市町村においては、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める市町村産地強化協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

2 協議会は、生産局長が別に定めるところにより、市町村産地強化計画（以下「産地

計画」という。)を策定するものとする。また、策定した産地計画を踏まえて、生産局長が別に定めるところにより、協議会は推進事業の1年目の事業実施計画を、市町村は整備事業の事業実施計画を作成するものとする。

- 3 協議会は、生産局長が別に定めるところにより、2により策定した推進事業の事業実施計画を地方農政局長等（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- 4 市町村は、生産局長が別に定めるところにより、2により策定した整備事業の事業実施計画を地方農政局長等に提出し、産地計画との整合性及び妥当性の協議を行うものとする。
- 5 地方農政局長等は、産地計画及び推進事業の事業実施計画を審査し、妥当であると認める時は、これを承認するものとする。なお、承認に当たっては、生産局長の意見を求め、これを踏まえるものとする。
- 6 生産局長は、5により地方農政局長等から意見を求められた際には、外部の有識者の意見を踏まえるとともに、第10による助成に必要な予算の確保状況等を踏まえつつ、成果目標の農業産出額の増加率が全国的見地から高いかどうか等について意見するものとする。
- 7 産地計画の変更並びに生産局長が別に定める推進事業及び整備事業の事業実施計画の重要な変更は、2から4までに準じて行うものとする。また、協議会は、推進事業の2年目、3年目の実施に当たって、当該年度の事業実施計画を作成し、3に準じた手続により、地方農政局長等の承認を得るものとする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 協議会は、生産局長が別に定めるところにより、毎年度、当該年度における推進事業の実施状況を、地方農政局長等に対し、報告するものとする。
- 2 市町村は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画承認年度において、整備事業の実施状況を、地方農政局長等に対し、報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、1及び2の実施状況の報告を受けた場合、その内容を検討し、産地計画に定められた成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該協議会に対して必要な指導を行うものとする。

第7 事業の評価

産地計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 協議会は、推進事業の最終年度（以下「目標年度」という。）において、産地計画に定められた成果目標の達成状況について、生産局長が別に定めるところにより自ら評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、評価を行うものとする。
- 3 地方農政局長等は、2の点検評価の結果、産地計画に定められた成果目標が達成さ

れていないと判断される協議会に対し、目標年度の翌年度においても、目標達成に向けて取り組み、取組終了後はその評価を1に準じて報告するよう指導するものとする。

4 3により実施した取組の評価については、1から3までに準じて行うものとする。

地方農政局長等は、目標年度の翌年度の取組の評価において、目標が達成されていないと判断される場合は、その翌年度において、再度3による指導を行うものとする。

5 地方農政局長等は、2及び4の評価結果を生産局長に報告するとともに、公表するものとする。

6 地方農政局長等は、3及び4により指導を行った場合、その内容を生産局長に報告するものとする。

7 国は、事業の実施効果等本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

第8 推進指導等

1 推進指導

国は、地域の実態に即し、かつ、生産者等の自主性及び創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村と密接な連携を図るとともに、都道府県、農業団体、試験研究機関等の協力を得つつ、協議会に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、別に定めるところにより、本事業の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものとする。

第9 事業費の低減等

1 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、過剰とみられるような推進活動及び施設、機械等の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

2 費用対効果分析

整備事業の実施に当たっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別に定める手法を用いて定量的に分析を行うものとする。

第10 国の助成措置

1 国は、毎年度、予算の範囲内において、推進事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、整備事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、市町村に交付金を交付するものとする。

第11 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長

が別に定めるところによるものとする。

附則

- 1 この通知は、平成20年4月1日から施行する。

別表1 推進事業（第3関係）

事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
<p>事業の対象は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本事業の推進に関する検討 2 農畜産物の生産に関する取組 3 農畜産物の加工に関する取組 4 農畜産物の流通に関する取組 5 農畜産物の消費拡大に関する取組 6 地域提案 市町村長が地域の実情及び成果目標を達成する観点から、地方農政局長と協議して認める取組（以下「地域提案」という。） 	<p>市町村産地強化協議会 （市町村の区域において、生産局長が別に定める要件を満たすもの。）</p>	<p>次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生産局長が別に定める内容を記載した産地強化計画が策定されていること。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 市町村内の農業産出額が適正に算出されることが見込まれること。 4 整備事業と一体的に実施するものであること又は1年目に整備事業が実施済みであること。 5 事業が3年間継続して実施され、又は実施されることが確実に見込まれること 6 生産局長が別に定める要件を満たしていること。 	<p>1年目 1/3以内 2年目及び3年目 生産局長が別に定めるところにより、1/2、1/3又は1/4以内</p>

別表2 整備事業（第3関係）

事業内容	事業実施主体	交付要件・交付率	補助要件・補助率
<p>事業の対象は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 耕種作物小規模土地基盤整備</p> <p>(1) ほ場整備</p> <p>(2) 圃地改良</p> <p>(3) 農道整備</p> <p>(4) 暗きょ施工</p> <p>(5) 土壌土層改良</p> <p>2 飼料作物作付け及び家畜放牧等条件整備</p> <p>(1) 飼料作物作付条件整備</p> <p>(2) 放牧利用条件整備</p> <p>(3) 水田飼料作物作付条件整備</p> <p>3 耕種作物共同利用施設整備</p> <p>(1) 共同育苗施設</p> <p>(2) 乾燥調製施設</p> <p>(3) 穀類乾燥調製貯蔵施設</p> <p>(4) 農産物処理加工施設</p> <p>(5) 農産物直売施設</p> <p>(6) 農産物交流施設</p> <p>(7) 集出荷貯蔵施設</p> <p>(8) 産地管理施設</p> <p>(9) 用土等供給施設</p> <p>(10) 農作物被害防止施設</p> <p>(11) 農業廃棄物処理施設</p> <p>(12) 生産技術高度化施設</p> <p>(13) 種子種苗生産関連施設</p> <p>(14) 有機物処理・利用施設</p> <p>4 畜産物共同利用施設整備</p> <p>(1) 畜産物処理加工施設</p> <p>(2) 家畜飼養管理施設</p> <p>(3) 飼料作物関連施設</p> <p>5 共同利用機械整備</p> <p>6 地域提案</p> <p>市町村長が地域の実情及び成果目標を達成する観点から、地方農政局長等と協議して認める取組（以下「地域提案」という。）</p>	<p>事業内容の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>1 市町村</p> <p>2 農業協同組合連合会</p> <p>3 農業協同組合</p> <p>4 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）</p> <p>5 土地改良区</p> <p>6 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）</p> <p>7 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。）</p> <p>8 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）</p> <p>9 その他農業者の組織する団体（生産局長が別に定めるものをいう。）</p> <p>10 市町村産地強化協議会が地方農政局長と協議して認める団体（以下「認可団体」という。）</p>	<p>国における市町村への交付要件及び交付率は次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 交付要件</p> <p>(1) 推進事業と一体的に実施することとして、市町村を含む協議会が策定した産地強化計画の中に、成果目標の達成のために整備する施設、機械等であることが位置付けられていること。</p> <p>(2) 同一市町村内において複数の施設、機械等の整備を行うこと。</p> <p>(3) 生産局長が別に定める事項の確認が行われていること。</p> <p>2 交付率</p> <p>市町村への交付率は定額とし、整備する施設、機械等ごとの事業費の1/2以内（ただし、生産局長が別に定める場合にあつては、生産局長が別に定める率以内）の額を合計し、一括して交付</p>	<p>市町村における事業実施主体への補助要件及び補助率は次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 補助要件</p> <p>(1) 市町村産地強化協議会の構成員であること。</p> <p>(2) 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。</p> <p>(3) 当該施設、機械等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。</p> <p>(4) 生産局長が別に定める要件、基準等を満たしていること。</p> <p>2 補助率</p> <p>市町村が1/5から4/5までの範囲内で設定</p>